

日 東 電 工 株 式 会 社

定 款

(2024 年 10 月 1 日変更)

日東電工株式会社 定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当会社は、日東電工株式会社と称し、英文ではNITTO DENKO CORPORATION と称する。

第2条(目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)次の各製品、その副製品および付属品の製造、加工ならびに販売

イ 電気絶縁材料および電気機器用品

ロ 合成樹脂製品およびその他の化学工業製品

ハ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療用製品、衛生用製品、試薬およびこれらの原材料

ニ 動物用医薬品および農水産用薬品

ホ 食品、食品添加物およびこれらの副産物、原材料

ヘ 酵素およびその応用品

ト 園芸、農水産用材料およびこれらの製品

チ 家庭用雑貨およびインテリア用品

リ 防水材料、防食材料およびその他の土木建築材料

ヌ 包装材料およびその機械器具

ル 環境保全材料および装置

ヲ 各種機械器具および装置

(2)前号に付帯する建設工事の設計、監理ならびに施工請負

(3)前二号に関する技術の販売

(4)第1号および第2号に関する調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導等の受託ならびにエンジニアリング業務およびメンテナンス業務

(5)第1号に掲げる物品の輸出および輸入

(6)前各号に付帯関連する一切の事業

第3条(本店および支店の所在地)

当会社は、本店を大阪府茨木市に、支店を取締役会の定める地に置く。

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、20億株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条(株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人

に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第14条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条(招集権者および議長)

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第16条(電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条(議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条(決議方法)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条(選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第23条(役付取締役)

取締役会の決議をもって取締役社長1名を定め、業務上の都合により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。

第24条(業務の統轄)

1. 取締役社長は、会社の業務を統轄する。
2. 取締役社長が、事故によりその職務を行うことができないときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

第25条(取締役会の招集権者および議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第27条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第28条(取締役会規程)

取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条(社外取締役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第32条(選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条(任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条(監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条(監査役会規程)

監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条(社外監査役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第39条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条(剰余金の配当)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条(配当金の除斥期間)

前条に定める配当金については、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上